

4-12 大気汚染常時測定結果一覧（年間値）

（注-1） 平成24年度における大気汚染常時測定結果をまとめている。

（注-2） 用途地域の欄は、次の区分に従って記入している。

第一種低層住居専用地域	}	= 住
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域	}	= 商
第二種住居地域		
準住居地域	}	= 準工
近隣商業地域		
商業地域	}	= 工
準工業地域		
工業地域	}	= 風致
風致地区		
臨港地区	}	= 臨港
工業専用地域		
都市計画区域（上記のいずれにも該当しない地域）	}	= 未
も		
都市計画区域以外の地域	}	= 他
も		

（注-3） 「令別表第3の区分」とは、大気汚染防止法第5条の2第1項の政令（施行令第7条の3関係）で定める地域（硫黄酸化物の排出基準に係る地域による区分）および第3条第2項第1号の政令（施行令第5条関係）で定める指定地域（硫黄酸化物および窒素酸化物による）による区分である。

地 域 区 分	
第58号に掲げる区域	大阪市、堺市（美原区を除く）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び忠岡町
第59号に掲げる区域	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町及び岬町
第100号に掲げる地域	豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村

（注-4）

環境保全目標達成状況の評価は、有効測定局の結果を用いて行う。
「有効測定局」とは、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については各項目の年間の測定時間が6000時間以上、微小粒子状物質については年間の測定日が250日以上の測定局のことをいう。

（注-5） 「10年継続局」とは、10年間継続して測定を行い、かつ有効測定局である局のことをいう。

（注-6） 測定は、下表に示す方式により実施している。

測定項目	測定方式
窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）	吸光度法 化学発光法（乾式）
光化学オキシダント	吸光度法 紫外線吸収法（乾式）
炭化水素（全炭化水素、非メタン炭化水素）	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
微小粒子状物質	ベータ線吸収法 フィルター振動法 光散乱法
二酸化硫黄	溶液導電率法 紫外線蛍光法（乾式）
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

なお、平成25年3月31日現在若しくは測定終了時点で、測定方式を乾式で実施している測定局については備考に*を示す。

（注-7） 窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。
大阪府域では、平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、乾式法による測定を一部測定局で開始した。

（注-8） 微小粒子状物質については、平成21年度に環境基準が設けられた。

4-12 大気汚染常時測定結果一覧（年間値）

(注-1) 平成24年度における大気汚染常時測定結果をまとめている。

(注-2) 用途地域の欄は、次の区分に従って記入している。

第一種低層住居専用地域	} = 住
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	} = 商
第二種住居地域	
準住居地域	} = 準工
近隣商業地域	
商業地域	} = 工
準工業地域	
工業地域	} = 風致
風致地区	
臨港地区	} = 臨港
工業専用地域	
都市計画区域(上記のいずれにも該当しない地域)	} = 未
も	
都市計画区域以外の地域	} = 他

(注-3) 「令別表第3の区分」とは、大気汚染防止法第5条の2第1項の政令（施行令第7条の3関係）で定める地域（硫黄酸化物の排出基準に係る地域による区分）および第3条第2項第1号の政令（施行令第5条関係）で定める指定地域（硫黄酸化物および窒素酸化物による）による区分である。

地 域 区 分	
第58号に掲げる区域	大阪市、堺市（美原区を除く）、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び忠岡町
第59号に掲げる区域	堺市（美原区）、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、熊取町、田尻町及び岬町
第100号に掲げる地域	豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村

(注-4)

環境保全目標達成状況の評価は、有効測定局の結果を用いて行う。
「有効測定局」とは、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については各項目の年間の測定時間が6000時間以上、微小粒子状物質については年間の測定日が250日以上の測定局のことをいう。

(注-5) 「10年継続局」とは、10年間継続して測定を行い、かつ有効測定局である局のことをいう。

(注-6) 測定は、下表に示す方式により実施している。

測定項目	測定方式
窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）	吸光度法 化学発光法（乾式）
光化学オキシダント	吸光度法 紫外線吸収法（乾式）
炭化水素（全炭化水素、非メタン炭化水素）	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
微小粒子状物質	ベータ線吸収法 フィルター振動法 光散乱法
二酸化硫黄	溶液導電率法 紫外線蛍光法（乾式）
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

なお、平成25年3月31日現在若しくは測定終了時点で、測定方式を乾式で実施している測定局については備考に*を示す。

(注-7) 窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。
大阪府域では、平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、乾式法による測定を一部測定局で開始した。

(注-8) 微小粒子状物質については、平成21年度に環境基準が設けられた。